

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明照園（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員及び評議員及び委員の報酬等並びに費用弁償に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれた者をいう。
- (3) 委員とは、評議員選任解任委員、運営推進委員、入所判定委員、苦情対応第三者委員をいう。
- (4) 常勤理事とは、理事のうち、週4日以上勤務する者をいう。また、常勤理事が理事長の場合、社会福祉法人明照園の事業所の総施設長としての役割を担うものとする。
- (5) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (6) 報酬等とは、定款第22条に基づき置かれた者をいう。
- (7) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。報酬等と費用とは、明確に区分されるものとする。
- (8) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- | | |
|------------|-------|
| (1) 常勤の理事 | 報酬、賞与 |
| (2) 非常勤の役員 | 報酬 |
| (3) 評議員 | 報酬 |
| (4) 委員 | 報酬 |
| (5) 相談役 | 無報酬 |

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表2-1に定める額
- (2) 賞与 別表2-2に定める算定により算出される額
- 2 非常勤役員、評議員に対する報酬の額は別表1に定める額
- 3 各委員に対する報酬の額は別表3に定める額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 勤務報酬の算定期間については、当月の初日より当月の末日までの間を算定し、支払日については翌月の 21 日とする。ただし、金融機関が休業の場合には 21 日前の平常営業日とすることができる。
 - (2) 賞与は、毎年 6 月 30 日及び 12 月 10 日とする。ただし、金融機関が休業の場合には 21 日前の平常営業日とすることができる。
- 2 非常勤の役員、評議員及び委員に対する報酬は、理事会又は評議員会、各種委員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。
 - 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 4 報酬等は、法令に定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第 6 条 役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、別表 1 により費用弁償を支払うことができる。

(出張旅費)

第 7 条 役員が法人・施設運営のための業務のために出張する場合は、別表 4 により日当及び旅費等を支給することができる。

- 2 出張旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(公表)

第 8 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 2 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(職員である者の特例)

第 9 条 社会福祉法人明照園の職員を兼務する役員及び委員は、この規程を適用しない。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

これまでの規程を廃止し、平成 29 年 4 月 1 日より施行するものとする。

附則

この規程は、平成 30 年 6 月 20 日から施行する。

別表 1

名 称	報酬額 (所得税抜き)	費用弁償額
理事会出席報酬等	8,000 円/回	自宅より明照園までの道のりにおいて、40km 以上の距離について 2,000 円とし、更に 40km を増すごとに 2,000 円を加算した費用弁償額を支給する。
監事出席報酬等	8,000 円/回	
評議員出席報酬等	8,000 円/回 年度の総額 3 万円を 超えない範囲	

別表 2-1

名 称	報酬額	費用弁償額
常勤理事報酬等	30,000 円/日	該当なし。

別表 2-2

名 称	報酬額	費用弁償額
常勤理事賞与	6 月賞与については、前年 12 月から本年の 5 月までの平均報酬月額 の 1 ヶ月分 12 月賞与については、本年 6 月から本年の 11 月までの平均報酬月額 の 1 ヶ月分	該当なし。

※ なお、100 円以下の端数は切り捨てとする。

別表 3

名 称	報酬額 (所得税抜き)	費用弁償額
評議員選任・解任委員出席報酬等	2,000 円/回	該当なし。
運営推進委員会出席報酬等	2,000 円/回	該当なし。
入所者判定委員会出席報酬等	2,000 円/回	該当なし。
苦情対応第三者委員会出席報酬等	2,000 円/回	該当なし。

別表 4 (出張旅費)

日当額	旅 費	宿泊費	参加費、その他
8,000 円	実費	実費	実費